



平成 30 年 2 月 20 日（火）

【照会先】職業安定部職業対策課

課長 大久保 欣史

課長補佐（高齢・障害担当） 飯田 真由美

地方障害者雇用担当官 伊藤 勝敏

（電話）052-219-5507

報道関係者 各位

「精神障害者雇用促進キャンペーン」の実施について

愛知労働局（局長 木暮 康二）は、平成 30 年 4 月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され法定雇用率が引き上げられることに伴い、精神障害者の更なる雇用促進と職場定着を推進していくため、平成 30 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間において、「精神障害者雇用促進キャンペーン」を以下のとおり実施します。

1 地域の経済団体等への要請

労働局、ハローワークの幹部等が地域経済団体等を訪問し、下記事項についての周知を行うとともに障害者の積極的な雇用に向けた取組みを要請します。

- ① 精神障害者の雇用が義務化され法定雇用率が平成 30 年 4 月 1 日から引き上げになること
- ② 精神障害者である短時間労働者のカウント方法が変わること
- ③ 精神障害者の雇用事例、支援策等

2 「精神・発達障害者雇用促進セミナー」の開催

主に企業の方を参加対象として、「精神・発達障害者雇用促進セミナー」を開催します。

日 時：平成 30 年 3 月 6 日（火）13：30～16：30

場 所：名古屋国際会議場 レセプションホール（名古屋市熱田区熱田西町 1-1）

セミナー内容：

- ①障害者雇用の現状、改正障害者雇用促進法の解説
- ②精神・発達障害の特性、就労支援の進め方の紹介
- ③管理ノウハウを蓄積している事業所からの事例紹介
- ④体験型の公演「知的・発達障害のある方の感じ方、行動について」

3 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の実施

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」とは、精神・発達障害者と共に働く一般の従業員の方を主な対象に、精神・発達障害に関して正しく理解し、職場の応援者となっていただくための講座です。

平成 29 年 9 月から開始し、延べ 14 回（出前講座含む）、600 人余りの方に受講していただきました。今後も集合講座を定期開催するとともに、希望される事業所にはハローワークの講師が出向いて講座を行う出前講座も各ハローワークで受付しております。

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

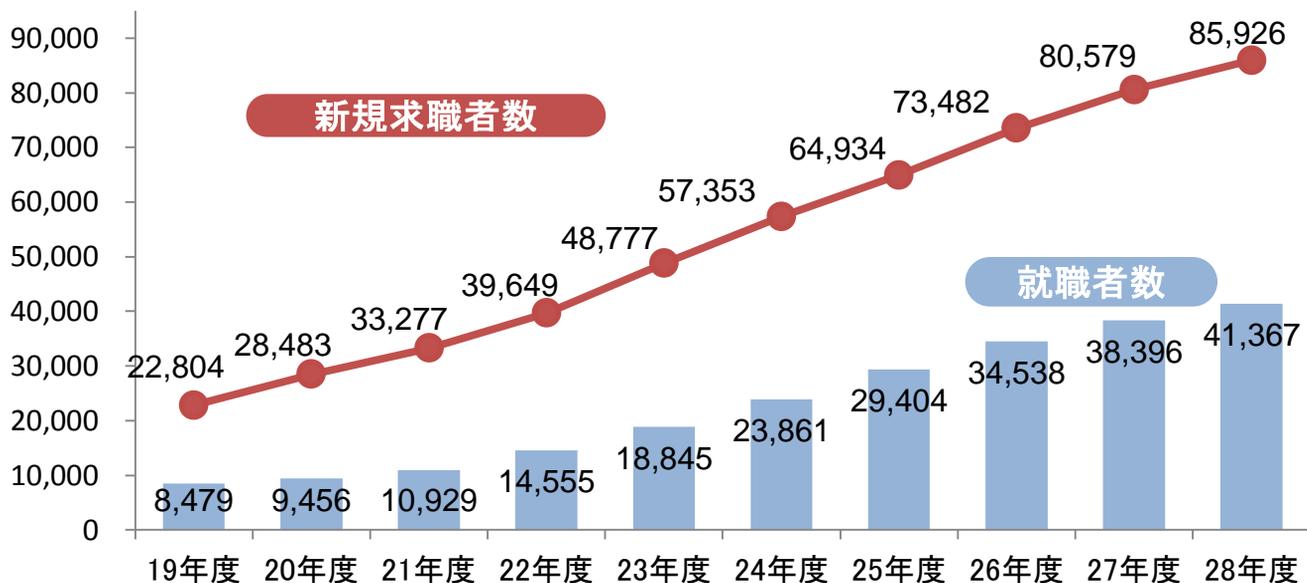
〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

平成30年度の開催日程
は現在調整中です

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆ 内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90分程度（講義80分、質疑応答10分程度）
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません



参加無料

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向き、養成講座を実施します。

日程、時間、会場設営等については、お問合せいただいたハローワーク担当者と調整させていただきます。（希望事業所が多数の場合は、ご要望に添えないこともありますのでご了承ください。）



しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター

検索



「精神障害者雇用促進キャンペーン」

「精神・発達障害者雇用促進セミナー」

人事、労務、就労支援の担当者の皆さまへ

精神障害・発達障害のある方の職場定着と雇用促進をめざして

障害者の職場定着と雇用促進を一層進めるため、本セミナーでは障害者の雇用の現状や改正障害者雇用促進法を解説するほか、精神障害、発達障害の特性、就労支援の進め方を紹介。また管理ノウハウを蓄積している事業所からの事例紹介や、体験型の講演「知的・発達障害のある方の感じ方、行動について」をご案内いたします。精神、発達障害のある方を雇用、受け入れをお考えの事業主、また、障害者雇用に関心のある皆さま方のご参加をお待ちしております。

開催日時

平成30年3月6日（火） 13:30～16:30（受付開始12:45～）

開催場所

名古屋国際会議場 レセプションホール（名古屋市熱田区熱田西町 1-1）

《交通アクセス》 地下鉄名城線「西高蔵」又は地下鉄名港線「日比野」駅下車 徒歩約5分

プログラム内容

【解説】「障害者雇用の現状と課題及び改正障害者雇用促進法について」

平川 雅浩 氏 厚生労働省愛知労働局 職業安定部長

【体験講演】「知的・発達障がいのある方の感じ方、行動について」

ドロップス キャラバン隊 i n 名古屋

【講演】「発達障がいのある人たちの特性について」

宇佐美 晴美 氏 特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会 理事

【講演】「精神障害者の特性と雇用支援について」

中島 純一 氏（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 愛知障害者職業センター
主任障害者職業カウンセラー

【事例紹介】「当社における精神・発達障がい者雇用について」

田中 誠 氏 有限会社 進工舎 代表取締役

参加無料

定員

300名【先着順】※ 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

申込方法

裏面の「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、平成30年2月28日（水）までに
FAXまたは郵送によりお申し込みください。

— 問い合わせ —

愛知労働局 職業安定部 職業対策課

TEL:052-219-5507

FAX:052-220-0572

主催：愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

このままFAXしてください。

FAX番号：052-220-0572（愛知労働局職業対策課 障害者雇用担当 あて）

精神・発達障害者雇用促進セミナー（H30.3.6開催）

『参加申込書』

◆当日は、この参加申込書（コピー可）を受付にご提出願います。

事業所名	(フリガナ) -----
適用事業所番号	(送付しました宛名シールに記載してあります) □2□3□□-□□□□□□□□-□
所在地	〒 -
電話番号	() -
FAX番号	() -

上記に所要事項をご記入の上、平成30年2月28日(水)までに、愛知労働局職業対策課あてFAXにてお申し込みください。

※ 本セミナーは企業の方、障害者就労支援機関の方、特別支援学校・高等学校等の教諭を対象としております。なお、参加費は無料です。

※ できるだけ多くの方に参加していただきたく、各機関1名でお願いします。

※ 申込多数で参加いただけない場合のみご連絡いたしますので予めご了承ください。

※ ご記入いただきました情報は、セミナーの運営管理の目的以外には使用いたしません。

《お申し込み・お問い合わせ》

■ お申し込み

FAX番号 052-220-0572（誤送信にご注意願います。）

■ お問い合わせ

愛知労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用担当（担当：足立、伊藤）

電話番号：052-219-5507

★ お車で越しの場合：名古屋国際会議場の駐車場は有料になります。（1日700円）